

犯罪のない安全・安心な鳥取県を目指して

# 防犯カメラはプライバシーに配慮して 適正な設置・運用をしましょう!!

鳥取県では、犯罪が防止され、県民の皆さまが安全で安心に暮らすことができる地域社会の実現を目指して、犯罪のないまちづくりを推進しています。

犯罪を防止するとともに、人権を侵害することのない防犯カメラの適正な設置・運用を図るため、「防犯カメラの設置及び運用に関する指針」を策定しました。

(平成28年11月10日施行)



## ◆防犯カメラを販売・設置工事を行う方への協力のお願い◆

販売・設置工事にあたっては、防犯カメラ設置者等(※)に対して、次の事項に関する説明を行うなど、セキュリティ対策等についてご協力いただきますようお願いします。

- ▶パソコンで画像を取り扱う場合、パソコンのコンピューターウィルス対策等の措置に関するこ
- ▶防犯カメラをインターネットに接続し、又は無線を利用して運用する場合、防犯カメラに適切なパスワードを設定するなど外部への情報漏えい防止対策等の措置に関するこ
- ▶その他画像の適正な取扱いに関する措置に関するこ  
(画像は、特定の個人が識別できる場合には、個人情報保護法等に定める「個人情報」に該当し、個人情報保護法等に基づき、適正に取り扱うことが必要であることなど)

※不特定多数の者が出入りする場所又は旅客施設若しくは車両等に防犯カメラを設置し、又は運用する者をいいます。事業者、個人及び防犯団体等を含みます。

## 防犯カメラの設置及び運用に関する指針

指針は、防犯カメラの犯罪防止機能強化と県民のプライバシー保護等との調和を図る観点から防犯カメラ設置者等に配慮していただく基本的な事項をまとめたもので、防犯カメラ設置者等に対して何らかの規制を課すものではありません。

### 対象となる防犯カメラ

「犯罪防止」を設置目的とし、画像を記録媒体に保存する機能を備え、不特定多数の者が出入りする場所などに設置されたカメラ

【設置場所の例】公園、広場、商店街、繁華街、駅、空港ターミナル、公共交通機関の車内、金融機関など

### 画像の適正管理に関する主な事項

- 画像の不必要的複写や加工を行わないでください。
- モニターや録画装置、記録媒体がある場合は、許可した者以外の立入禁止や施錠など施設の状況に応じて情報漏えい防止措置を講じてください。
- 画像が記録された記録媒体は、保管庫に施錠して保管し、外部への持ち出し・転送ができない措置を講じてください。
- 画像の保管期間は、目的達成のため必要最小限の期間とします。(原則「1カ月以内」)
- パソコンで画像を取り扱う場合は、パソコンのコンピューターウィルス対策等の措置を十分に講じてください。
- 防犯カメラをインターネットに接続し、又は無線を利用して運用する場合は、防犯カメラに適正なパスワードを設定するなど、外部への情報漏えい防止措置を講じてください。

■詳しくは、鳥取県公式ホームページをご覧ください。

とりネット 防犯カメラ

検索

【問合せ先】鳥取県庁くらしの安心推進課 ☎0857-26-7183  
FAX0857-26-8171

# 「防犯カメラの設置及び運用に関する指針」の概要

## ■ 基本的な考え方

- 人には、自分の容貌、姿態をみだりに撮影されたり、公表されたりすることのない自由があり、プライバシーの保護など人権を侵害しないよう十分な配慮が必要です。
- 画像は、特定の個人を識別できる場合(他の情報と照合することで、特定の個人を識別することができる場合を含みます。)には、個人情報の保護に関する法律及び鳥取県個人情報保護条例に定める「個人情報」に該当し、個人情報保護法等に基づき取り扱うことが必要です。
- この指針は、防犯カメラの犯罪防止機能強化と県民のプライバシー保護等との調和を図る観点から防犯カメラ設置者等に配慮していただく基本的な事項をまとめたものです。何らかの規制を課すものではありません。

## ■ 対象となる防犯カメラ

「犯罪の防止」を目的として、不特定多数の人が出入りする場所などに設置されたカメラで、画像を記録媒体に保存する機能を備えたもの

【設置場所の例】公園、広場、商店街、繁華街、駅、空港ターミナル、公共交通機関の車内、金融機関など



## ■ 防犯カメラの設置・運用に関する主な事項

項目	内容
設置目的の明確化	防犯カメラ設置者等は設置目的を明確に定め、目的を逸脱した利用を行わないでください。
設置場所、撮影範囲	防犯カメラ設置者等は不必要的撮影を防ぐため、設置場所、撮影方法、台数等を定め、撮影範囲を必要最小限としてください。
防犯カメラ設置の表示	建物や施設の出入り口など設置区域内の見やすい場所に、防犯カメラ設置者等の名称や設置していることの表示をしてください。
管理責任者及び操作取扱者の指定	<ul style="list-style-type: none"><li>●防犯カメラ設置者等は、適切な画像の取扱い、情報漏えい防止、画像の適切な保管などに配慮するため、管理責任者を指定してください。</li><li>●管理責任者は、自ら防犯カメラの操作ができない場合は、操作取扱者を指定し、機器の操作等を行わせることとし、指定された操作取扱者以外の操作を行わせないこととしてください。</li></ul>
防犯カメラ設置者等の責務	画像の適正管理、情報漏えい・不当使用しない等の責務があります。
画像の適正な管理	 <ul style="list-style-type: none"><li>●画像の不必要的複写や加工を行わないでください。</li><li>●モニターや録画装置等がある場所は、許可した者以外の立入禁止や施錠などの情報漏えい防止措置を講じてください。</li><li>●画像が記録された記録媒体は、保管庫に施錠して保管し、外部への持ち出し、転送ができない措置を講じてください。</li><li>●画像の保管期間は、目的達成のため必要最小限の期間とします。(原則「1ヶ月以内」)</li><li>●保管期間が終了した画像は、復元不能となるよう確実に消去し、記録媒体を廃棄する場合は、破碎するなど画像が読み取れない状態にしてください。</li><li>●パソコンで画像を取り扱う場合は、コンピューターウィルス対策措置等を講じてください。</li><li>●防犯カメラをインターネットに接続し、又は無線を利用して運用する場合は、防犯カメラに適切なパスワードを設定するなど、外部への情報漏えい防止措置を講じてください。</li></ul>
画像の利用・閲覧等制限	法令に基づく場合、捜査機関から犯罪・事故の捜査のため情報提供を求められた場合、その他、人の生命、身体又は財産の安全確保その他公共の利益のために必要がある場合を除き、他の目的での利用、閲覧・提供を行わないでください。
秘密の保持	<ul style="list-style-type: none"><li>●防犯カメラ設置者等は管理・運用上知り得た個人の情報をみだりに漏らしたり、不当な目的に使用しないでください。</li><li>●画像を閲覧等した者に対し、閲覧等により知り得た個人の情報を漏えい・不当使用しないよう、必要な措置を行ってください。</li></ul>
個人情報保護法等の遵守	画像は、特定の個人が識別できる場合には、個人情報保護法等に定める「個人情報」に該当し、個人情報保護法等に基づき、適正に取り扱うことが必要です。
問い合わせ・苦情等への対応	問い合わせ・苦情等には、誠実かつ迅速な対応に努めてください。
業務の委託	防犯カメラ設置者等は、防犯カメラの設置、施設管理業務や警備業務等を委託する場合は、防犯カメラ管理・運用規程の遵守を委託契約の条件にするなど、適正な設置・運用を徹底してください。
保守点検	防犯カメラ設置者等は、防犯カメラが適正に作動するよう、定期的に保守点検を行ってください。
セキュリティ対策等の説明	防犯カメラを販売又は設置を行う者は、防犯カメラ設置者等に対し、画像の適正な取扱いに関する措置等について説明を行ってください。

## ■ 防犯カメラ管理・運用規程の策定

防犯カメラ設置者等は、指針を参考に防犯カメラ管理・運用規程を策定するよう努めてください。